

大阪府個人情報保護審議会特定個人情報保護評価等部会議事録

1 と き 令和7年2月7日（金曜日）午後3時から午後4時40分まで

2 ところ ウェブ会議

3 出席者 田口部会長、小西委員、中尾委員

4 議 題

(1) 「障害者総合支援法による自立支援医療費（精神通院）支給認定に関する事務」に係る特定個人情報保護評価の再実施について

(2) 「府税の賦課徴収関係事務」に係る特定個人情報保護評価の再実施について

(3) その他

5 議事概要

(1) 「障害者総合支援法による自立支援医療費（精神通院）支給認定に関する事務」に係る特定個人情報保護評価の再実施について

ア 実施機関説明

・資料に沿って説明

イ 質疑応答（主な内容）

（委 員）PMH（パブリックメディカルハブ）への受給者データのインプットについては手入力ではなく、今までの業務システムからPMHへの自動連携ということで良いか。

（実施機関）業務システムから自動的にバッチ処理によってPMHの方に情報が提供されるよう、システムの改修を予定している。

（委 員）連携によってPMHに提供される情報はこういったものを想定しているのか。

（実施機関）基本的に受給者証に印字されている情報。重点項目評価書の「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」のうち「(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目」記載の情報が提供されることを想定している。

ウ 答申案について了承

(2) 「府税の賦課徴収関係事務」に係る特定個人情報保護評価の再実施について

ア 実施機関説明

・資料に沿って説明

イ 質疑応答（主な内容）

（委 員）5年前の再実施からの変更点について説明をお願いしたい。

（実施機関）主な変更点としては、申告書の提出方法について、郵送もしくは直接提出に加え、電子申告システムを使った電子申告が可能になったことがある。

（委 員）他の機関からの情報提供について、紙によって情報提供がなされるということだったが、紙以外の方法での情報提供は想定していないのか。

（実施機関）国税庁からはシステム連携による提供。市町村からの情報提供は、紙による。

（委 員）「Ⅲ リスク対策（プロセス）」のうち「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について、近年委託業者による漏えい等の事案も報告されていることから、委託をするに当たってのリスク対策について説明をしてほしい。

（実施機関）個人情報の取扱いについては、契約を締結する際に個人情報取扱特記事

項を含め合意し、個人情報保護のルールを定めるとともに、受託業者では研修を実施してもらうこととしている。また、税務情報システムは専用回線を利用している上、USBなどの外部端末を接続することができないようにしている。

(委員) 特定個人情報の提供及び消去ルールの遵守の確認方法について「随時、職員による調査または委託先からの報告により確認を行う。」とあるが、どれくらいの頻度を想定しているか。また実績はあるか。

(実施機関) 委託業者は、同一庁舎内で作業を行っていることから、常時確認したり、責任者からの報告を受けることが可能。

(委員) 紙媒体における特定個人情報の取扱いではどうか。

(実施機関) 特定個人情報を取り扱う作業とそうでない作業は分けて実施している。また、徴税吏員しか当該資料を取り扱えないこととしている。保管場所も鍵付きロッカーとするなど特定個人情報が記載された紙媒体の取扱いには十分留意している。

ウ 答申案について了承

(3) その他

ア 次回開催等の予定に係る事務連絡